

セーフティネット保証（指定業種）

（中小企業信用保険法第2条第5項第5号
及び新型コロナウイルス感染症に係る第4号第6項）

1. セーフティネット保証の認定業種について

経営の安定に支障を生じている業種は、認定業種として指定を受けることで、特例措置が適用されます。

トラック運送事業は、全国的に業況の悪化している業種としてこの指定を受けています。

2. セーフティネット保証の認定要件（令和3年2月1日から）

（1）所在地の市町村の商工担当課の窓口又は最寄りの信用保証協会にて確認して下さい。

3. 認定手続

（1）所在地の市町村の商工担当課の窓口に必要な書類を提出し、認定を受ける。

●認定に必要な資料

- ① 認定申請書 2通
- ② 決算書、試算表等の事実を証明する書類

（2）審査の上、認定書が交付されますので、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込む。